

学校感染症による出席停止と治癒証明書の提出について (インフルエンザを除く)

学校感染症にかかった場合は、本人の健康回復と他への感染防止のために出席停止となりますので、医師の指示に従い、休養してください。この期間については、通常の欠席からは除外されます。

登校の際は以下の点に御注意いただき、医者からの許可を得たことを証明する書類を担任に御提出ください。

1 感染症が治癒したことを証明できる書類

- 本校の様式による「治癒証明書」または「医師の診断書」
上記以外でも、診断名、治療期間がわかり、医師の印があれば結構です。

2 提出時期

- 登校時に提出
登校時が原則ですが、困難な場合は、後日提出していただいても結構です。

*出席停止の対象となる感染症の種類（インフルエンザ以外）

麻疹（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風疹・結核・髄膜炎菌性髄膜炎 水痘（水ぼうそう）・咽頭結膜熱（プール熱）・百日咳・その他の伝染病等
--

様式 1

回	校 長	教 頭	教 務	保 主	養 教	担 任
覧						

治癒証明書(インフルエンザを除く)

_____年 _____組 氏名_____

病名:_____

上記の学校感染症は治癒し、登校を認めます。

出席停止期間 : 令和 _____年 _____月 _____日 から 令和 _____年 _____月 _____日

令和 _____年 _____月 _____日

医師氏名

印